

明代隆慶朝の京營について

青山治郎

序言

嘉靖四十五（西暦一五六六）年十二月庚子、明朝第十一代の皇帝世宗は乾清宮に崩じ、その第三子載垕が帝位を繼いだ。即ち穆宗隆慶帝である。世宗は正徳十六（一五二一）年、人主の度なしと言われた武宗が崩ずるや、その嗣子無きによって安陸より迎えられて帝位に即いたが、その時から既に半世紀に近い歳月が流れ去っていた。世宗は性資英邁といわれ、朝野はこれに望を托した。即位の初めに當つては佞臣を誅し、前代の弊政を革めることに意を用い、軍事においてもその振肅に努力を致したのである。

しかしこのような改革もやがて龍頭蛇尾の結果に終り、こと京營について見るならば、確かに幾分かは前代の頽廢を革めることができたとはいものの全般的にはさしたる成果を擧げ得ず、北邊の武備の荒廢も遽に改めることができなかつた。やがて帝の生父興獻王と生母興獻王妃の祭祀と尊号のことをめぐつて朝野を二分する一大紛議である「大禮の議」がおこり、これに勝利を收めた世宗は、次第にその闘心を祀典制度に向け、はては道教に心醉するに至つた。かくして北京には大いに土木が興され、京營や班軍の軍士がこれに使役されて苦しむこととなつた。嘉靖七（一五二八）年初頭には三大營の選抜軍である團營に約五割の缺伍があり、馬匹も減じて原額の約一割三分弱に過ぎなくなつた。⁽¹⁾その後選補驗送や舎人餘丁の抽選などによつて額數を

補つたが、團營の軍額は嘉靖二十一年になつても原額十二萬に比して尙二萬餘名を缺く状態であった。⁽²⁾嘉靖二十九年五月には京營の軍は三大營と、成化朝に三大營から精銳を選抜して編成された十二團營と、正徳朝に團營の精銳や勇士營・四衛營の官軍によつて編成され嘉靖に至つて再建された東西官廳の軍を合せても僅か十三・四萬に迄減少していた。⁽³⁾

この年八月丁丑に開始された蒙古の英傑俺答汗の大侵入は明の朝野を震駭せしめ、翌九月には善後の措置の一つとして京營の改革が行なわれ、東西官廳・十二團營を廢止して五軍營・神樞營・神機營の三大營とし、提督・監槍等の内臣を裁革し、京營提督（同年十月一日に總督京營戎政と改稱）以外の勲臣を京營から逐い、營務を專理する文臣として贊理京營軍務（これも同年十月一日に協理京營戎政と改稱）を置いた。この年十月には五軍營・神機營の左右哨挾と神樞營の各司も煩瑣無用として廢止された。新三大營の兵力は五軍營が正兵六萬、備兵六萬六千六百六十、神樞營・神機營は各正兵三萬、備兵四萬であった。しかし当時の京營の軍士の見額は十二萬六千餘人であったと考えられる。⁽⁴⁾

その後京營の兵力は嘉靖三十一年正月に兵部尙書趙錦が咸寧侯仇鸞の獻策を覆奏した際に述べているところによると當時十五萬を數えたものの如くであるが⁽⁵⁾、その後は又も減じて嘉靖三十九年九月には十二萬に過ぎなかつた。⁽⁶⁾京營の組織・編成については嘉靖末期に至る迄、

さまざまの提案がなされ且つ實行されたが、殊に嘉靖三十九年五月には三大營中の壯士六萬餘を選んでこれを二十枝に分つて訓練し、九月には五軍營の備兵三萬有奇の中から選抜した軍士を以て神樞・神機二營の軍士の缺を補い、兵十枝を設け、先の二十枝と合せて合計三十枝九萬の軍を編成し、以て征調に備えることとなつた。⁽⁷⁾ そしてこの編成は後述するよう次の隆慶朝に受け継がれたのである。京營の軍の減少はその後も甚しく、嘉靖四十二年十一月には世宗自らの言によると止だ八・九萬を剩すのみとなつた。⁽⁸⁾ かくして嘉靖帝の長期に亘る治世は、結果的には京營の再建を行うことなく終り、京營は益々廢弛の色を濃くして行つた。京營の形骸化は正にこの時代に決定づけられたものと言うべく、以てその子穆宗隆慶帝の治世に及んだのである。

穆宗の治世は世宗のそれに比して極めて短かく、僅かに五年半程に過ぎなかつた。しかし帝は凡庸ながらも温仁寬厚の君主で、よく臣下の忠言を納れ、内治・外交における積弊を除き、懸案を解決した。⁽⁹⁾ また輔臣にも徐階・高拱・張居正等の人材があり、よく政治を指導して帝を輔佐した。かくして軍事の面においても隆慶朝には蒙古の俺答汗との和平が成立したこともあるが、大きな破綻を見せなかつたばかりか、殊に名臣譚綸・名將戚繼光を起用しての薊鎮の防備の振肅などには見るべきものがあつた。隆慶朝は續く萬曆初年の更張に先んずる時期であり短くはあつても注目すべき期間といえよう。そしてその事は軍事、とりわけ京營についてもまた當てはまるものと考えられる。以下、穆宗朝の京營についてその實態を記述し、明代京營史上においてこの時代が有する意義を明らかにするよう努めたい。それがこの小論の目的とするところである。

一 隆慶初年の邊防と京營

穆宗は即位すると、先に述べた如く、先ず世宗朝四十五年の積弊の

一掃に乗り出した。「明史」⁽⁹⁾ 穆宗本紀はこれを要約して、

(嘉靖四十五年十二月)壬子、卽皇帝位。(中略)大赦天下。先是政令不便者、皆以遺詔改之。召用建言得罪諸臣、死者錄。方士悉付法司治罪、罷一切齋醮工作及例外採買。免明年天下田賦之半、及嘉靖四十三年以前逋賦。

と記している。軍事についても大赦の詔の中で戰功を立てた者に対する行賞の審査を速かに行うこと、宣府・大同・薊鎮・遼東等の邊鎮の奸民で錦衣衛の舍人餘丁や陣亡した軍人の子姪に冒認されて官旗に陞授された者を、冒功の徒輩と共に降革すること、文武官員の行勘を即行することを命じている。⁽¹⁰⁾ また五軍都督府の勲臣や京營の副將・提督巡捕の都督僉事や、都督・都指揮で僉書・掌印の任にあるものなどが各その不職を自陳し、それぞれ留任・革任間往を決定されているが、これも即位の詔に

一、兩京五府掌印・僉書・管軍・管事公侯伯・都督・總兵・副總兵等官、錦衣衛管衛事并管南北鎮撫司事指揮以上官、六部等衙門四品以上官并學士、及總督・提督巡撫官、俱着自陳去留、取自上裁。(以下略)

とあるのに基いてのことであつた。⁽¹²⁾ 更に「穆宗莊皇帝實錄」(以下「穆宗實錄」または「實錄」と記す)⁽¹³⁾ 隆慶元(一五六七)年正月甲戌の條には「詔內官監黑窯等廠、舊役鎮朔諸衛軍三百四十人、俱放歸原伍。」と、當時内官監で使役されていた北邊の諸衛の軍士を放つて原伍に歸らしめたことを記しているのである。

嘉靖朝の中頃から世宗は政務を放棄し、果ては嚴嵩父子の專横を招き國勢は頓に衰ろえた。帝の治世の後半期は北方では蒙古の俺答汗の侵寇が猖獗を極め、南方では海禁令に反抗する中國人海商を主體として、政府もこれが對策に努力したが、到底軍事力の衰退の歩みを止め

ることはできず、隆慶朝の初年においても薊鎮を始めとして遼東・宣府・大同・山西等の邊鎮の防備は大いに崩壊しており、京營の頽廢も進行していた。「穆宗實錄」⁽¹⁾ 隆慶元年七月丙寅の條には

巡按直隸御史郝杰・王友賢・李惟觀各奏言。臣等閱視薊・昌・保定等處兵、率上・中等十二、下等十五、未練者十三。遼・保・宣・大・延・寧等處入衛軍、率上・中等十一、下等十五、未練者十四。乞降罰當事諸臣。兵部請寬總督劉燾、而擬上諸將臣罪。上命奪指揮王世爵等俸一月、參將孫昂等二月、降指揮胡承宗等一級、指揮張鳴鳳等各降級如故。未練兵、令燾嚴督實練、務臻成功。

とあり、薊鎮の薊州・昌平州と保定府等の處の主兵と入衛軍の練度が極めて低かつたことが御史の閲視で明らかになり、爲に諸將が奪俸降級の處分を受け、總督劉燾には嚴重に訓練を監督することが命じられた。元年八月丙戌、總督宣大山西侍郎王之誥は六事を上言し、

一、申將令以振兵威。言、三鎮兵驕將懦。宜申嚴束伍之法。一伍不進、斬其伍長。各隊司哨皆然。至于諸將失機者、除總兵而下、得先以軍法論死、然後奏聞。(中略)一、革冒濫以清營伍。謂三鎮兵少、弊在將領役占太多。⁽²⁾曩者軍中一坐營・三千總・六把總・六十管隊、所役軍率一營二百餘人。今坐營之外、私設傳事。中軍分一把總爲二、管隊之外又有貼隊千把總。又自立頭目等官、私役衆矣。兵何以不削。且臣聞之諸鎮、無不然者。宜痛禁之。一、絕交通以清邊徼。言、我卒多爲虜嚮導者。擒之易耳。諸將慮其挾寇內困、乃怯不敢。如新平參將麻祿、擒斬王惡大等四人、至今交通絕迹、虜亦豈敢遽南牧哉。宜飭諸將、以祿爲法、務剪禍本。(以下略)

と論じた。即ち兵は驕り將は怯懦にして戰陣に臨んでも命令は行なわれず、冒濫の官が多く、これが原設の軍官と共に兵を私役するため軍下略)

伍はますます整わらず、兵卒の中には蒙古人と通じてその嚮導となつているものも多いに拘らず、將は後難を恐れて敢てこれを擒斬することもできないでいるというのである。またこの月の庚子、吏科給事中鄭大經は命を奉じて薊鎮・遼東の軍を賞し、還つて十事を奏したが、その中の清勾補の條によれば、當時遼西の廣寧前屯衛や錦州・義州・沙嶺・高平の地では、軍士のうち十人に五人が逃亡しているので、河東諸衛の寄籍の逃軍を悉く徵發し、嚴重に勾補を行ふことを要請しているのである。⁽³⁾また諸邊鎮の兵が北京の前面にある薊鎮に遠路入援し、爲に疲弊甚しかつたことは實錄にも屢々見えるところであり、兵籍のみが徒に増大して軍事費は嵩む一方でありながら、軍兵はものの役に立たなかつた。⁽⁴⁾時に北邊では邊牆は頽圯してその修築は進歩せず、二月には延綏鎮では馬匹の數が原額よりも一萬七千五百餘匹も少く、延安府の城池は戍兵がなく空虚になつていて。⁽⁵⁾また屯田の廢弛も著しく最早救うべからざる状態に立ち至つていた。權門勢豪などによる草場や屯田の私占、有司官人の苛歛による軍士の困窮と田土の荒廢が言官や總督によつて報告されている。⁽⁶⁾そして馬匹の缺額や草場の私占にも見られる通り、馬政の荒廢もまた甚しかつた。

邊鎮や京師近邊の明軍の状況が凡そ此の如くである以上、京營の將士の素質や志氣などが甚だ思ひからぬ状態にあつたことは些も怪しむに足りない。隆慶元年七月乙未、兵科都給事中歐陽一敬等は八事を上言したが、その中で

一言、兩京營兵姑息之弊。乞時其簡教、而散其黨聚。と奏上した。兵部はこの奏を覆して特に京營について論じ、

兩京兵制、在北則戎政府素不練習。徒畜不捕之貓。在南則振武營桀驁尤甚、至養賊虎。此大患也。今宜令戎政大臣、時加簡教、勿仍姑息。罷南京振武營、兵各歸大小教場。及神機等營、有缺勿補。敢有飛語惑衆者、必寘以法(以下略)。

と言つた。⁽²²⁾ これによれば歐陽一敬が特に簡教を加えることを求めたのは北京の三大營であり、其の黨衆を散じることを求めたのは南京の振武營であったことが知られる。振武營の兵は嘉靖三十九年二月に兵變を起し、督儲侍郎黃懋官を殺害した札つきの存在であった。またここに言う神機營はやはり南京のそれであつたことは「穆宗實錄」^(卷之十) 元年七月戊辰の條の記事によつて明らかであり、この時に南京振武營の諸選募の兵は兵部の要請どおりに罷められている。⁽²³⁾ ともかく、當時においても北京三大營の簡練が行なわれず「不捕之貓」と目されたことが知られるのである。

さて隆慶元年において京營・邊鎮の弊事を除かんことを請う疏文が七・八月に集中しているのは、秋季の蒙古軍の侵攻を防禦する、所謂秋防の時期が迫っていたからである。そしてこの年九月には果して俺答汗・土蛮らの侵入が開始されたのである。即ち同月乙卯、俺答汗は數萬の衆を率いて大同井坪邊に入寇し、進んで山西の偏頭關・老營堡・驢皮窖等の處に至つた。癸亥の日には山西の石州を攻略して知州王亮采を殺したので、總督王之誥は宣府の遊兵二枝六千を親率して鴈門を救援した。然るに壬申になると土蛮が薊鎮に入寇し邊牆を破つて入り昌黎縣を大掠した。その被害は樂事・撫寧・盧龍の諸縣にも及んだ。この時宣府から黃台吉が兵を擁して陵後南山を窺つてゐるという報が入つたので、穆宗は薊遼總督劉灝らに命じて兵を率いて東して土蛮を禦がしめ、昌平の總兵劉漢に黃台吉を防がしめ、宣大總督王之誥を鴈門より召還して懷來に駐留させ、巡撫曾亨に命じて兵を保定より通州に移動させて敵に備えた。⁽²⁴⁾ この時、「穆宗實錄」には

又遣京營左參將陳良佐・遊擊將軍邵勇、防護陵寢。

と記されており、⁽²⁵⁾ 京營の軍の一部が參將・遊擊に率いられて明朝歷代の皇帝の陵を護るために出動したらしいことが知られる。そしてこれが事實であれば隆慶朝において有事の際に京營軍が使用されたのは、

この出来事が最初にして且つ最後となつたのである。俺答はなおも石州に留り精騎を放つて交・汾等の處を抄掠し、山西は爲に騒動した。乙亥の日には京師は戒嚴した。⁽²⁶⁾ 實錄によれば同月丙子の條に

巡視京營刑科左給事中孫枝、以虜患請勅本兵及京營諸臣、條議京

城防守。從之。

とあり、⁽²⁷⁾ 巡視京營の言官によつて兵部尙書及び京營諸臣による京師防衛の條議を行うことが要請され、裁可されている。而して俺答は十月丙戌の日漸く塞外に去り、この歳の侵寇は終つた。この事件にて兵部尙書郭乾は彈劾を受け偶偶病氣で辭職を願い出ていて許可された。兵部左侍郎遲鳳翔も自ら免職を求め俸三級を降された外、薊遼總督劉灝・宣大山西總督王之誥が罷免され、山西・大同・薊鎮の巡撫や總兵・副總兵等の將官が逮捕され、謫戍・棄死等の罪に論ぜられた。⁽³⁰⁾ 兵部尙書の後任には三邊總督兵部左侍郎霍冀が充てられたが、⁽³¹⁾ 實錄十月乙未の條には

召福建總兵戚繼光入京、協理戎政。(中略)先是虜入永平、(總督薦遼都御史劉)灝報功不實、給事中陳瑣等、劾奏灝、薦繼光。故

有是命。

とあり、福建から倭寇討伐で令名を馳せた戚繼光を召して戎政の事を協理せしめるという命令が出されたことが知られる。協理京營戎政は文官の任ぜられるべき職であるのに、武職である戚繼光を以てこれに充てようとしたところに皇帝以下の衝撃の深さが読みとれるよう思われる。結局實錄同年十一月庚辰の條に

命鎮守福建福・興・泉・漳及浙江金・溫等處總兵官戚繼光、充神機營副將。

と記されてゐるようすに繼光は一先ず神機營副將となつた。⁽³³⁾ 而して協理京營戎政は實錄に

陞巡撫保定都察院右僉都御史曹亨、爲兵部右侍郎協理京營戎政。

とある如く兵部右侍郎曹亨の任ぜられるところとなつた。戚繼光は後に總兵官として薊州・永平・山海等の處に鎮守し總督薦遼譚綸の下で練兵に功績を立てた。

さて俺答の侵入が始る直前から事件の最中にかけて、明廷では京營をめぐつて一つの論議が持ち上つてゐた。それは穆宗が從來よりその弊害の大なることが論ぜられ嘉靖二十九年の改革によつて廢止されて

いた宦官の坐營を復活させようとした爲である。ここに首都の常備軍團の強化刷新を望みつつも猶帝位の安全を圖ることを先にした帝の姿勢が明らかに看取される。即ち實錄⁽³⁵⁾隆慶元年九月癸丑の條に

上命太監呂用・高相・陶金坐團營。兵部尙書郭乾執奏、以爲營制經先帝裁定、革去團營、盡復二祖三大營之舊。官有定員、不用內侍。此萬世不刊之典、遺訓昭然。今一旦易之不可。上曰。朕觀大

明會典、有內臣監營之制。仍命草勅賜之。

とあるのがそれである。この記事によつて推察すれば、穆宗は當時の京營の機構を知悉していなかつたものと如くであるが、郭乾は既に團營は廢止されており、宦官の坐すべきところなしといふことを根據として反対したのである。穆宗は猶もこれを強行せんとする意向を示したが、續いて諸言官や輔臣徐階等の反対を受けて遂にこれを中止した。實錄はこの次第を

兵科給事中歐陽一敬等、巡視京營給事中孫枝、御史韓君恩等、各上疏言。内臣不當坐營。且團營裁革已久、亦無可坐。乞追寢前命。上以示輔臣徐階等。階等言。太祖原無團營。團營之設、起於景泰年間。(中略) 已經先帝裁革。特以大明會典修於正德中、未及明載。今內臣委無團營可坐、事體有碍施行。言官所言無非。仰望皇上遠遵太祖之初制、近守先帝之定規、似應俯從。上不悅。因詰階等、何故不奉詔、令具以意對。階等對言。皇上有旨、臣等豈敢不遵。但團營(中略) 裁革、內臣收回、數年以來、事權稍得歸

一、操練漸覺有効。良法美意、誠萬世所當遵行者也。今命內臣坐營、若據見在之制、則已無營可坐。若必欲用內臣、則須將先帝定制、盡行變更。不惟臣等不敢竊恐、聖心亦有所未安者(中略)。臣等下情、實願皇上惟以先帝爲法。是以昨蒙發下科道之疏、輒有陳奏無他意也。上納其言、遂命罷之。

と記している。

こうしてこの年十二月辛卯、實錄に
總督京營戎政鎮遠侯顧寶、會巡視科道官孫枝等、考閱三大營將領優劣、疏名以聞。得旨、把總蘇奎等、獎賞有差。副將艾梓等、策勵供職。坐營官九臯等致仕。遊擊楊守承等調用。毛恭等革任閒住。

とあるように三大營將領の優劣を考閲し、賞罰を行つたことを以て隆慶元年は終りを告げた。⁽³⁶⁾

二 隆慶大閱

隆慶朝の京營において些か特筆すべき事件としては隆慶三年九月に京營の教場において行なわれた大閱がある。大閱とは帝王が親しく六軍を閲するの禮であり、現在の觀兵式に當るものであるが、これを提倡したのは張居正であった。即ち「穆宗實錄」(十三)⁽³⁷⁾に記すところによれば、隆慶二年八月丙午、少保兼太子太保禮部尙書武英殿大學士張居正は上疏して天下の急務六事を陳べたが、その最後の項目「飭武備」において、先ず邊備の振肅を論じ、次いで議を京營に及ぼして再照祖宗之時、京營之兵數十萬。今雖不足、尚可得八・九萬人。

若使訓練有方、亦豈盡皆無用。但士習驕惰、法令難行。雖春秋操練、徒具文耳。臣考之古禮及我祖宗故事、俱有大閱之禮、以習武事而戒不虞。今京城内外、守備單弱、臣常以爲憂。伏乞勅下戎政大臣、申嚴軍政、設法訓練、每歲或間歲、季冬農隙之時、恭請聖

駕親臨校閱。一以試將官之能否、一以觀軍士之怯勇。有技藝精熟者、分別賞賚、老弱不堪者、卽行汰易。如此不惟使輦轂之下、常有數萬精兵、得居重馭輕之道。且此一舉、動傳之遠近、皆知皇上加意武備、整飭戎事、亦足以伐狂虜之謀、銷未萌之患。誠轉弱爲強之一機也。

⁽⁴⁸⁾ 穆宗はこれに對して

覽卿奏、皆深切事務、具見謀國忠懇。該部看議以聞。

と、當該各部の詳議覆奏を求めた。⁽³⁹⁾ 翌九月戊辰、兵部は張居正の陳べた「飭武備事」を議覆して、京營については

一、議整飭京營。言、祖宗設立京營、屯兵數十萬。（中略）歲久逃亡者衆。見存僅九萬餘人。而九萬餘人中、又多四方竄籍之人、有以一人而應三・五役者。卽春秋操演、亦虛文耳。今宜盡核逃亡之數、報冊有名者、行衛查補。無名者、發單清勾。兵數既足、仍行戎政大臣從實操練、季終會同巡視科道、閱視勤惰以聞。至于大閱之禮、宣宗嘗行之兔兒山。英宗嘗行之北郊、又嘗行之西苑。其成憲具在。⁽⁴¹⁾ 今皇上聖性英資、同符列祖、當戎務廢弛之秋、正四方改觀易聽之會。伏望自隆慶三年爲始、于季冬農隙之候、恭請聖駕親臨校閱、一以甄別將官、驗其教練之多寡、以爲黜陟之次第、一以較考軍士、視其技藝之高下、以爲賞賚之等差。但有老弱、卽行汰易。以後間歲一舉、如此不惟京營卒伍可變弱以爲強、卽邊塞諸軍、亦望風而思奮矣。

⁽⁴²⁾ と疏し、大閱の實行を帝に請うた。

その文意は大筋では張居正のそれと略同じであるが、京營の見存の兵力を九萬餘人と明言していることと、京營の軍の中には四方竄籍の徒即ち戸籍をすてて逃げ込んで來たあぶれ者が多いと言っていること、一人で三・五役に應じている者があること、行伍充足の手段として査補・清勾を行うことを要請していること、宣宗・英宗の大閱を行った場所を具體的に挙げていることな

どが注目される。而して穆宗は然。大閱既有祖宗成憲。允宜修舉。兵部宜與戎政官先期整飭、俟明年八月內來聞。餘悉如議。務寔行之。

とこれを裁可し、大閱の舉行を允したのである。⁽⁴³⁾

明けて隆慶三年正月丙辰、總督京營戎政鎮遠侯顧寶等は

聖駕將臨閱大營。請計修廳臺及撥補扈衛官軍駐蹕之處、預令廠衛五城、嚴巡禁。

と京營の教場の施設を補修し、東廠・錦衣衛・五城兵馬指揮使司などの偵緝・警備機關に巡禁を嚴重にさせるることを提言して承認される。⁽⁴⁴⁾ また二月戊子の日には、兵部が三年毎に行なわれる司禮大監一人を派遣しての京營兵の閱視を要請したのに對して、穆宗は大閱を舉行することを理由に、本年の派遣を罷めることを命じた。六月になると張居正は、南京刑科給事中駱問禮が、大閱は古禮であつて今時の急とする所ではなく、必しも皇帝の親臨を煩わしてこれを舉行する必要はない上言したのに對して再度上疏し、⁽⁴⁵⁾

（前略）原臣本意、止以京營戎務廢弛日久、緩急無備。先年屢經言官建白、該部題奉欽依釐革整飭、迄今數十餘年、竟無成功。臣竊以爲、國之大事在戎。今人心懈惰如此。若非假借天威、親臨閱視、不足以振積弱之氣、而勵將士之心。又自皇上御極以來（中略）、一・二大典禮、皆已以第舉行。⁽⁴⁶⁾ 是以冒昧具請。其意但欲暫一行之、以整飭戎務、振揚武威而已。

と京營の振飭を圖るには大閱を舉行して天威を借りる必要があることを說き、更に

然自臣原疏觀之、此不過飭武備中之一事。其惓惓納忠之意、委不在此。揆之當今時務、委非所急。今駱問禮欲乞皇上先其所急、留神萬幾、以勵庶職。此誠根本切要之論。又謂覺端宜防、巡幸宜謹、尤爲計慮深遠、非臣淺陋所及。臣聞人臣進言於君、不必其說

之盡行。事有至當之論、不必其初之爲是。況臣職忝輔導。一言一

動、務合天下之公。尤不宜拂衆論、而執已見以爲是也（以下略）。と形式的に退讓の姿勢を示しつつ、兵部に勅して更に詳議を加えることを請うた。⁽⁴⁷⁾ 兵部は議覆して

自閣臣建議之後、禮官考訂儀注、科道條畫事宜、屢謹章奏。使一旦停罷、若四方觀聽何。況茲禮一舉、不惟京營生氣、而邊海之區、咸知朝廷銳意武事、喟喟然、亦思所以自効矣。故臣等以爲、大閱決不可罷。伏惟皇上斷然行之。

とその斷行を要請し、しかしながら今後は舊例に照して三年に一度司禮監の太監の差遣による會同閱視を題請し、敢て屢々皇帝の親臨を煩らわさぬようにしていと上言した。穆宗もこれを是とし前旨に遵つて大閱を行うことを詔した。⁽⁴⁸⁾

この月庚子の日、兵部は巡視給事中李已、御史劉思問所陳の大閱の事宜を議覆した。大閱は第一に

一、營兵舊各分練。今遇大閱、固宜合併。除城守備兵撥出圍宿外、其餘戰兵十枝車兵十枝、各下行陣方營、南往北行、至將臺前。一聞砲聲、合衝東西門、收奇兵畢。復由東西二門、禦敵挑戰。諸事俱畢、將臺下鳴金擊德勝鼓、舉號開營將臺上。次吹笛舉黃旗、俱各回營。營中原擬每車兵與戰兵各一枝、合爲一小營。各三枝、合爲大營。計大小六營。是日小營、不必分演。止將兩大營六萬官軍、如前演武畢、速歸地方。

ある如く、戰兵と車兵、合計六萬による合同演習が行われることに

なった。この記録の終りの部分を讀むと操演に臨んだ兵は戰兵六枝・車兵六枝計三萬六千人であったかの如くで、前後に矛盾が生ずるが、ここに兩大營というのは戰兵・車兵各十枝を指すものと解すべきであろうか。三大營の組織の他、京營に戰兵・車兵・城守の組織が形成されたのは嘉靖朝末期の事で、これは「大明會典」⁽⁴⁹⁾（卷百三）・營操・京

營の選補の項に、

（嘉靖）四十四年議准。行總協大臣、將軍兵内、除挽車銃射之外、其餘俱選作戰兵。仍於城守軍内、擇精壯者、共足四枝。務使戰兵十枝、與車兵十枝相當。○四十五年議准。京營城守十一營中、量併神樞第三營之兵、分入十營之内。共車戰城守三十營、以邊欽定三十營之制。其城守、每營俱限二千名。不足之數、催行清軍衙門勾補。官多兵少。其千把總冗員、行總協巡視等官、選別去留。○隆慶元年議准。行各巡按御史、著落清軍官、從實勾軍解部。先補戰兵、次及車兵。又次及城守。每營務足三千。

とある事によつて明らかである。また「大明會典」營操・京營の「今定京營制」の項によると、五軍營十營のうち第一・第二・第六・第七の四營が戰兵營であり、第三・第四・第八・第九の四營が車兵營、残りの二營が城守營である。神樞營は第一・第二・第六營が戰兵營、第三・第四・第七營が車兵營、第八營が執事營、他が城守營である。神機營は第一・第一・第六營が戰兵營、第三・第四・第七營が車兵營で、他は城守營である。思うにこれは萬曆朝前期の状態をあらわしたものであろう。要するに三大營中の各小營が、それぞれ戰兵・車兵・城守に定められていたのである。

次に

總督大臣請旨開射。副參遊佐坐營頭中軍千總等官聽射。公侯駙馬伯錦衣等官、則于御前校閱馬步箭及刀鎗火器諸藝。各量取一家試驗。其把總以下及家丁軍人校尉、乞令府部大臣四員、于神樞神機各廳分閱、都察院仍題差御史四員、本部定委司官四員監視。次日列等、奏請賞罰。

と、弓矢刀鎗火器諸藝の演技が皇帝の御前と神樞・神機各廳に分れて行われ、馬步箭射については一等から四等迄の等級をつけてそれぞれ賞罰を行うこと、各營の教練の成績については、兵部が科道官の條陳

する事理を議覆して施行することが奏上され、ともに裁可された。⁽⁴⁹⁾ 更に同年八月甲辰、禮部が大閱に際しての儀禮について奏上し、穆宗は擬するところの如くせよと詔した。⁽⁵⁰⁾ 同月乙丑、兵部は大閱が舉行されるので太僕寺の庫銀一萬兩を發して京營の官軍を犒うことを請うた。人ごとに一錢を與えようとしたが、穆宗は軍士勞苦すとして人ごとに三錢を給せしめた。⁽⁵¹⁾ 九月辛未、兵部は大閱の賞格を議上し裁可を得た。⁽⁵²⁾

同月辛卯、穆宗は京營の教場に於て大閱の禮を舉行し、終了後總督戎政等官及將士を諭して

詰戎講武、保治弘圖、訓練有方、國威乃壯。爾等其勉之。

と云い、武成之曲の奏樂裏に駕を還した。⁽⁵³⁾ 翌壬辰、鎮遠侯顧寶等は將官佐官を率いて上表して恩を謝し、百官は稱賀し、帝は皇極殿に出御してこれを受けた。⁽⁵⁴⁾ またこの日、兵部は大閱における京營の將領及び侯伯錦衣衛官の箭射の成績と等第を上つた。一等は撫寧侯朱岡等六十六人、二等は清平侯吳家彥等十三人、三等は襄城伯李應臣、中軍尙銳ら五人であった。詔して朱岡等には悉く賞格の如くに銀幣を賜り、

李應臣等は姑く策勵供職を准し、尙銳は他に過失ありとして革任された。恭順侯吳繼爵等もまた分閲した千把總以下及び軍士の武藝の等第を上り、これについても賞罰を與えること差があつた。なお總督顧寶・協理侍郎王之誥・巡視科道官李已・劉思問にも銀幣を賜つた。⁽⁵⁵⁾ 翌々日の甲午には更に顧寶・王之誥に勅して

(前略) 夫何邇年以來、法令寢弛、蠹弊叢生、土馬消耗、器甲彫敝。將多怯敵、兵無選鋒。朕甚慮之。其列屯坐食之兵、非益寡、而春秋操練之期、非甚疏也。則何以廢壞如是。無乃任事之臣、不能明宣朕意、而以空文塞責與書不云乎。有備無患、故治兵講武、蒐卒簡乘、帝王之所重也。茲朕遠稽古典、近遵祖制、採納輔臣之言、以今年季秋、親行大閱之禮。將領以下、薄加賞罰。以示勸

懲。惟爾等職司營務、爲國牙爪。其尚仰體朕心、益脩戎備。無玩愒以廢事。無姑息以長奸。無營私以撓公。無苛酷以擾衆。務使部伍充實、土馬精強、訓練不爲虛文、征調皆有實用、庶幾重根本之勢、消鬱擊之萌、以稱朕張皇六師至意。如替朕命、責有所歸。爾等其欽承之。

大閱はたしかに一つの儀式に過ぎなかつた。しかし一度大閱の禮を舉行するという議が起ると、後にも述べる如く、直隸巡按御史や兵部によつて京營の振肅・操練の改革などが喧しく論じられるようになり、鎮遠侯顧寶の京營武備の廢弛についての責任が問われるようになつたのである。張居正の目的はそれなりに一應の成果を收めたといえよう。勿論一旦の大閱によつて積弊を一掃し京營を根本的に蘇生せしめることは不可能であり、その點については明敏な張居正も夙に見通していたのである。

三 隆慶朝における京營振肅の努力

隆慶朝においても京營の軍の振肅については先述の大閱の舉行が張居正によつて提倡される以前から既に試みられていた。隆慶二年の正月、兵部は御史周弘祖所陳の邊防五事を議覆したが、その第一に

營兵選悞、徒寄空籍。當事者稍加清理、輒以飛語中之。以故輒止。宜簡任戎政大臣、殫心經畫、勿畏浮言。仍將協理大臣久任、諸邊有警、卽調營兵、與内外夾擊。

とあり、京營の兵が怯懦で徒に空籍に寄るのみであり、事に當る者が稍清理を加えようとすると忽ち流言蜚語を以て中傷し中止させてしまふことが知られる。兵部はそれ故に戎政大臣を任命するには宜しく人

を選び、心を盡して經畫せしめ、これが振肅を圖り、協理戎政大臣は久任させ、邊警の際は京營の兵を出動せしめて邊鎮の兵と共に侵入して來た蒙古人を内外から夾撃せしめ、有事の用に供すべきであると疏し、穆宗もこれに従つた。⁽⁵⁸⁾

張居正が飭武備の疏中ににおいて大閱の舉行を請い、兵部の議覆を経て穆宗の裁可を得ると、京營戎政の刷新整飭に關する論議も日立つて活發になつた。即ち隆慶二年十二月辛丑には、兵部は巡視京營科道官陳行健等が上言した營政六事を議覆して

一、選精銳以壯兵威。謂軍無選鋒、難臻實用。乞將戰兵十枝、擇其精者、立爲奇兵、時加訓練、以備緩急之用。一、嚴清查以祛夙弊。謂營衛相爲表裏。宜以在營軍數、給在衛月糧、不得恣奸徒影射。一、明調用以勵將士。謂京邊將士、祖宗朝、每更調出入、使其氣脉常通。今在營將官、多驍勇知兵。日久不調者、宜申明舊制、亟爲設處、令得以及時自効。一、更射法以鼓士氣。謂營中張寬其法制、豐其犒賞。一、收官銀以革侵費。爲各營中官軍、收掌錢糧、不無侵冒。宜悉輸入庫、就于營操官內、選其廉慎者、委之出納。一、查班軍以裨國計。謂各營軍赴班、多僞僱充役老弱不堪。宜令所在官、各審精壯、正身僉補、造冊送部、以憑查革。

出納。(一) 戰兵十枝の中から精銳を選んで奇兵とし、緩急に備えること、(二) 在營軍數によつて在衛の月糧を給し奸徒の影射、即ち不正行為を防ぐこと、(三) 在營の將官中には驍勇にして兵事に通曉しながら日久しく調用されない者が多いたが、宜しく申ねて舊制を明かにし、速かに處置を行つて軍士と氣脈を通ぜしめ時に及んで自効することを得しめること。四射法を改善して志氣を鼓舞すること。(五) 各營中の官・軍の錢糧の侵冒を防ぐこと、(六) 班軍を審査して倩僱充役の老弱者を除き、以て國計を裨けることを說いた。穆宗は詔して皆これに従つた。⁽⁵⁹⁾ この

記録からも奸徒による月糧の影射、京營將官の活用の不備、錢糧の侵冒、班軍の老弱者倩僱充役などの諸弊が當時も絶えなかつたことが知られるが、射法で營中の張的が難かしいので練習することを肯じないというに至つては些か啞然たらざるを得ない。

翌三年になると、三月丁卯の日に直隸巡按御史陳子階は邊務八事を條陳したが、その中で、

一、重京營以固根本。謂先年近邊禦虜、多資禁兵。而今積弱無用。謂一申飭戎政大臣、責成將領、嚴加簡練、以備緩急。と言い、京營の訓練を嚴にすべきことを說いた。またこれは京營のみの事ではないが、

一、復清軍以嚴勾補。謂嘉靖三十年而後、以清軍一差併于巡按御史。責任不專、行伍日耗、宜仍其舊。

と、嘉靖三十年以後巡按御史に併せられていた清軍御史を舊に仍つて復置し、軍士の勾補を嚴重にすることを進言している。穆宗はこれらを是とした。⁽⁶⁰⁾ 隆慶三年五月丙午、兵部は皇帝の旨を奉じて京營の訓練の事宜を條議した。「皇明經世文編」^(卷之三) 霍司馬（冀）疏議の條議京營訓練事宜疏によれば、それは以下の如きものである。

一、議訓練。謂京營操法、率多彌文。宜擇營兵中武藝熟閑者、立爲教師。每月視等第、以給餼廩。上等徵糧六斗、次者三斗。教師缺、即以各軍練成者代補。每歲視分數以定黜陟。全隊有成者、給冠帶候補名色把總。半者賞銀牌花紅。止數十名者、姑准附過。否者革糧隨操。每把總領二百五十人、千總領五百人。如一司一哨練成者、優荐候補。中軍號頭十分之五者厚賞、十分之三者附過、否者責後功。各將領練合營有成者、陞都督僉事。副將陞都督同知。但准實授。半者獎賞、三分之一者、照常供職。十分之二者罰治。否者于祖職上降一級回衛。號頭坐營官、則以全營論賞罰。中軍等官、則視該營將領爲低昂。以後三年之内、三營補練有効、總協

大臣請勅獎諭、仍加恩錄。不効巡視科道參論黜罰。每京營合操之日、總協仍各入一營、操畢擊回一・二枝、隨卽舉砲、令各營先回、而留所擊兵、馬步兼試、竟日乃止。分操之日、各將官自擊本營數隊、一體較閱。其所操各藝、射把當增高七尺潤三尺、俾人易從。長鎗・圓牌・火器・弓箭、長短相參、俾緩急有濟。各營有馬軍士、俱令盔甲馳馬演習、亦如前議賞罰之。

まず營兵中の武藝に習熟したもの擇んでこれを教師とし、毎月の訓練の成績を視て扶持米を支給し、毎歲訓練の成就した者の割合を調べて賞罰を行う。把總・千總・號頭・坐營・中軍・各營の將領・副將等の官についても訓練の成った者の分數によつて黜陟即ち陞進・降等せしめる。總督と協理京營戎政は合操の日に、各將官は分操の日に各々軍士の較閱を行う。といふものである。霍冀は更に論を進めて

一、議將權。言副・參・遊・佐、先時制于主帥、不獲展布者、宜令各將所部隨意教演、寬其文法、假以歲時。總・協・巡視等官、間閱有實効者超荐。虛飾者參劾。不得輕信浮言、挫其銳氣。

と言い、副將・參將・遊擊將軍・佐擊將軍で主帥即ち大將の制するところとなり能力を發揮できない者を活用し、時に總督・協理・巡視京營等の官に閲視させ、實効ある者は超薦することを進言した。更に營操に關しては軍法を嚴にして、統制を亂す者を重く處分すべきであるとして

一、議軍法。言國制軍令甚嚴、人不敢犯。今將偷卒驕、勒鈴稍加、怨誘叢起。請自今三令五申、營操之日、有部署已定而不受約束者、有事未畢而先散、各隨輕重等則、治罰及其長。有造爲飛語譁衆者、輕調烟瘴衛分、重擬死罪。

と疏した。京營の兵の驕なる事、およそ見るべきである。既に前項にも見られるところであるが、營卒の統制を厳しくしようとした場合飛語を以て衆を騒がせる者があるのを重視し、これを重く罪しようと言

つてゐる事は、當時においてもこのよな現象が如何に蔓延していたかを察せしめるのに充分なものがある。

霍冀は次に論を精銳部隊の編成に及ぼして、

一、議將兵。言營卒雖衆、堪戰者少。宜精選三萬人、分爲戰兵十枝。統以十將。將有不相宜者、可互調。其選哨總・千總法亦如之。選定編列十伍隊司、取連名供結在官。其十伍隊長・哨總・千卒、入備兵車。兵營内每營量分數百、充爲奇兵、以候摘補戰兵之缺。若更不足、則以各衛舍餘驍健者充之。然不得過萬人。終身不必勾補。各營家丁、當核其武藝高下、以爲去留。其選退仍願在營者、止食軍糧帶操。各將領有隱留者、參論降罰。

と奏した。既に三大營中の各三十小營が戰兵・車兵・備兵に分れているにも拘らず、改めて精銳三萬を精選し、戰兵十枝を組織しようと獻言しているのは、當時の戰兵が懦弱であつて名實相伴わぬため、これを是正する意圖に出たものであろう。即ち戰兵の再編成を中心とする京營の強化を企圖したものである。京營が全體として頽廢すると精銳を簡拔して以て戰力と爲すという方策は、景泰朝の十團營の編成を嚆矢として屢々試みられたが、此の度は僅か十枝三萬の戰兵を選抜し、それに奇兵や各衛の舍人餘丁迄をも備えて不足を補おうとしたのであり、ここに當時の京營の實態が遺憾なく露呈してゐる。然しながらこの議は穆宗の裁可を受けながら、終に實行には至らなかつたものの如くである。

さて霍冀は次に

一、議補役。言營軍在國初、三十餘萬。景泰後始漸消耗、今僅八萬。其弊由于冒替多清勾難、及補役勞費耳。近雖及補役漸次釐革、然補軍積弊尚存。每當更替、則府部文書、往來展轉數番、徒開驕

局。請自今以後、凡各軍有病故告補者、查冊有名、即行該衛覈寔、具結呈部。本部一行各府知會、一送駿軍主事駿發操營。有老弱僉替者、每歲定以春秋二季開操之日、令各軍隨將官過堂、驗視強弱、照例摘牌僉替。備將年貌填記牌面、隨查某營若干、某營若干。不必再候將官造冊。亦不必再候歇操之時總開手本。先行送部、本部查冊有名、即准收補。無名行衛取結。但係親族、俱准更名食糧。異姓則治妄報者之罪。其尋常逃故、各把總每月朔望報部行衛查補。果丁盡戶絕、發冊清勾。如此因時變通、舊規既不廢革、而告補軍役與摘牌替役、亦並行而不悖矣。此外則嚴逃軍之法、一月以裏不出自首者、許諸人首告。于本犯名下追銀二兩充賞。有親臨容隱者連坐。稽役占之弊、各將官過用者、及放遣者、俱訪治如律。と營軍の補充に言及した。當時京營の軍に冒替多く、これが營軍減少の一一大原因となっていたこと、軍士の逃亡が相變らず頻繁で、將官の軍士私役が常態となっていたこと、およそ知るべきである。霍冀は次に京營の馬政を論じて

一、議馬四。凡軍中養馬、多賣富差貧、以致失亡數多。請仍照近議、先行給補原數、務足一萬三千五百匹。凡殷實軍士、督責各營將領、查出記簿、每遇免馬之期、即按部以次免領。但有損失、先將馬匹印記送官、查係五年之内、俱令買補賠償、五年之外、始照舊例追收椿朋肉臓銀兩。上操之時、每月末旬、各營官馬調集一處、總督巡視點驗。但有瘦損者、五四以上、并責把總、十四以上、并責千總。五十四以上、參治將官。至于拐馬在逃者、騎占負借者、法令具在、亦乞申明一體遵守。

と言つた。即ち京營の軍馬の倒死を防ぐため富裕な軍士を養馬の任に充て、五年以内の倒死については買補賠償せしめ、總督に馬の瘦損を點檢させてその責を將官・千・把總に及ぼすことなどを求めたものである。

霍冀は最後に班軍番上の制について次の如くに論じた。

一、議班軍。言國初徵取中都・山東・河南・大寧等都司官軍十六萬、春秋輪戍京師。乃祖宗居重馭輕至意。其後在京苦于役作、逃故既多。而買間影射之弊、亦日甚矣。今河工未竣、勢不能盡勉。宜行該營、仍將見班官軍選編隊伍、令各備器械、隨營練習。而以選剩老弱者、專備修工之用。

これによると、班軍は當時も役作に苦しみ、逃亡する者が多く、しかも買間影射の弊も日ごとに盛んになつていてることが知られる。班軍の形骸化の著しかったことが思われる記述である。前述の如く霍冀の疏文は京營の訓練の便宜を論じたものであるがその中には自ら當時の京營の積弊が語られており、眞に参考とするに足るものがある。穆宗はこれに對して旨して「悉如所議。務實行。」⁽⁶¹⁾と言い、全面的にこの獻言を實施に移すよう命じた。

然るに實錄隆慶三年十月甲辰の條に、

兵部覆總督京營戎政鎮遠侯顧寰奏。三大營官軍、不滿九萬。視祖宗設兵之數、才三之一。議以各衛所原額營操官軍、悉爲清勾、務滿十萬。不足則以先年召募逃故名額補之。詔如議。
という記事があり、この時に至つても三大營の官軍は九萬に満たず、總督顧寰等は各衛所の原額の營操の官軍について悉く清勾を行い、十萬人の數を満すことに努力し、それでも不足の時は先年召募したものの中で逃亡したものの中の名額を以てこれを補いたいと奏し、兵部もそれを議覆し、帝の裁可を得たのである。⁽⁶²⁾これを見ると前述の兵部尙書霍冀の奏疏にも拘らず、見るべき効果は殆ど上つていなかつたのである。同年十一月乙未、協理京營戎政王之誥は營務について條陳した。

〔皇明經世文編〕^(卷之三)〔八十七〕 論戎政疏が即ちそれである。

一、議標兵以備督調。總協官所轄標兵、止一千人。有如虜勢警急、必將提帥督調。而隨征者寡。恐不足以捍內而禦外。宜於城守

備兵内、簡精銳二千人、共爲三千。量給馬匹、仍調將官統練之、用備緩急。一、請關防以重機宜。戎政之印、掌於總督。而協理不與。即有機事、文書發行眞偽難辨。請視諸鎮巡例、給以關防。一、議勲臣以備將材。故事多用勲臣、充京營總督・副・參・遊・佐等官。後以不習武事遂廢。頃令帶俸公侯伯、赴營視操、亦漸有可觀者。宜命巡視科道、歲終從公奏薦、員缺即酌量用之。一、議家丁以倡勇敢。營中家丁、原設沿邊壯士、近多逃亡、遂令京師推埋之徒、往往冒充、爲蠹不細。宜盡汰革。而選戰兵營二百人、城守備兵二營各百人充額。仍於秋操考閱如法、別其殿最而降陟之。

一、慎管隊以飭行伍。管隊官旗、類多無籍、以致營伍不整。而革任隨伍指揮等官、反受其鉛束、殊爲倒置。宜將隨伍軍職、悉令管隊。其廢棄等官、亦自爲一營、寄操聽用、勿復令軍旗制之。一、議抽補以實行伍。三大營兵額不足、宜將各衛所官軍舍餘、悉加簡閱抽補、務滿十萬。一、復班軍以備工操。外衛班軍、原額一十六萬、春秋各以八萬赴班、與營兵同操、誠得強幹之意。其後薊鎮多事、及江北盜起、漸改留而營操之額遂缺。宜令中都所存班軍、悉赴班如故、非有大役、不得調取。一、議買補以甦貧軍。京營官軍、馬匹倒死者、故事止以年限爲差、追納椿銀、不足示戒。近議五年之內、倒死輒令買補。則已甚矣。請酌議新故之法、如一年以上者、視故事加追銀一兩、二年以上者半之。至五年以上、仍如故事追替、則奸頑既稍知警、而貧軍亦免重累。一、免存恤以省糜費。清解之軍至京者、有存恤口糧三石・休養三月、然後驗發營操。蓋憫其勞而優之也。乃者官吏科索、軍不能自存。則往往亡去。而所謂存恤者、盡入此屬私橐。嗣後請不必存恤。至即驗發收糧、則吏無所容奸、而軍得優恤之實。又諸軍月糧、舊例支于京通二倉、第開操之日、不利遠支、宜坐支京倉、餘月支通倉便。

先づ議標兵について言えば邊鎮の總督の下における如く總督・協理

戎政の直接の指揮下にある標兵の數を増加させようというものである。第二の請關防は、戎政の印が總督の掌るところであり協理は關興できないので、關防を協理に給してその權限を確立したいというもので、これも權限擴大を求めた官僚的發想に出るものであった。第三の議勲臣も無爲無能のために京營の地位・職務から退けられていた勲臣を再び副・參・遊・佐等の職に登用する途を開こうというもので全く現實的ではなく、以後も總督以外、勲臣は登用されなかつた。第四の議家丁は、もと家丁は沿邊の壯士を採用したが、當時には逃亡する者が多く、京師無賴の徒をして往々冒充せしめるに及んで弊害が多くなつたと言い、よつて盡くこれを淘汰廢革して、戰兵・備兵四百を選抜してその額數を充たそうと建議したのである。隆慶三年の時點において家丁が既にこのようない状態であつたことは、その數がせいぜい四五百人に過ぎぬものであつたと考えられることと併せて注目すべきである。しかし、この時には家丁はまだ汰革されなかつた。

近頃、明代史研究者の中に家丁の京營導入を以て嘉靖二十九年の京營改革の一端であるとする議論がある⁽⁶³⁾。元來京營の家丁は邊將が京營にその地位を得る事が多くなるに従い、それに伴われて京營に入つて來たものであり、明廷もそれを追認し且つその待遇をも定めるに至つたのである。改革とは計畫的・組織的・齊一的なものでなければならぬ筈である。然るに家丁は言わば時の成り行きによつて済し崩し的に京營に位置を占め、一定の機能を果すこととなつたのであり、それ故にこのような事象を目して改革と稱する事には首肯し難いものがある。ただ家丁の「導入」によつて京營軍の質や性格に些かの變容があつた事は認めねばならない。第五の慎管隊の議は、當時管隊の官・旗には無籍の者が多く、革任隨伍の指揮等の官が却つて彼等の取締りを受けてゐるので、隨伍の官には悉く管隊の任を與え、廢棄の軍官にも自ら一營を爲さしめ、操練に與らせ登用を聽し、二度とは管隊官旗

に制せられぬようにしたいといふものである。管隊の官・旗に迄無籍の者が多かつたということは注目に値する。次の議買補は三大營の兵額が不足しているので、各衛所の官軍の舍人餘丁に悉く簡閱抽補を加えて十萬の數を満たそうといふものである。この年五月、本兵霍冀は戰兵十枝を編成することを請うに際して奇兵を設けて戰兵の缺に備え、さらに不足の時は各衛の舍餘を以てこれに充てようと提案しており、十月には顧實が京營兵十萬の數を満すために先年召募せる者の逃亡の名額を以てこれを補うことを請うたが、京營では正身の軍士の補役交替・清勾による兵力の維持を常道とし、兵力不足の事態を生ずれば衛所官軍の舍人餘丁を抽補した。嘉靖朝においては三（一五二四）年十一月に、その例がある。⁽⁶⁵⁾ しかしながら同二十一年正月になると俺答汗の侵寇が重大化し、團營の逃故者による缺伍が四萬有奇に及んだため、傍枝の戸丁を收入し、營軍雇役の市井無賴の徒すらも自首すればその罪を免じ精壯な者は改めて召募に充てようとした⁽⁶⁶⁾ 同二十九年には更に四萬を召募したらしい。⁽⁶⁷⁾ 明廷が主に舍人餘丁を募つて京營の缺伍を補なおうとした理由は、京營が邊鎮の如く緊迫した情況に置かれていたなかたこと、首都防衛の常備軍團を悪質な治安の攬亂者に墮さしめぬ配慮が働いていたことによるものであろう。然るに明の史籍には當時の營兵を目して「多市井無賴」或は「多市人」などと記しているものが多い。このような表現は京營の兵の現状を表すには適當であつても、兵の來源を知るには曖昧に過ぎる憾みがある。しかし京營において冒充・冒替が盛行し、それに伴つて明廷の意圖に反して本來軍戶とは全く關係のない「市井無賴」・「游惰之民」・「市井游食」の徒が多く入り込んだ事は種々の史料に照して疑いを容れぬところである。

第七の復班軍は、中都の班軍を舊の如く北京に番上させようといふものである。第八の議買補は先に霍冀の上疏によつて決定されたことの手直しを爲そつといふものである。即ち官馬の損失について、先に

議定した如く五年以内の倒死を悉く買補せしめるのは殊に貧軍に酷であるので、兌馬の時より一年以上五年以内のものは舊例によつてそれに銀兩を追加することにしたいといふものであった。最後の免存恤の議は、清勾によつて京に解到せる軍士については從來口糧三石を給し三月の休養を與えて其の勞を恤んだが、これが官吏の科索の対象となつて實効なく、却つて軍を苦しめることになるので口糧をやめ軍士を即時驗發することを要請している。疏は兵部に下して審議せしめたが、兵部は

以戎政有印、則總協官俱可會行。關防不必更議。存恤解軍之例、載存會典。不可輕廢。第飭所司審驗、勿令姦吏科擾。余皆如誥言。

と奏し、協理に關防を給する事、解到軍士存恤を罷める事以外は行うべきであるとした。穆宗も詔してこれに従つた。⁽⁶⁸⁾ 霍冀・顧實・王之誥の疏文を通覽すると、この時に到つては京營の軍伍の充足・訓練の充實・兵士の質的改善など事京營の内容の改革に關しては題奏は少なからず行なわれそれにつれて裁可は下されているものの、その實効の程は眞に心許無い狀態であつたことが察せられる。

翌隆慶四年正月己巳朔日になると長期にわたつて總督京營戎政の任にあつた鎮遠侯顧實が掛印して總兵官に充てられ、出でて漕運を提督し淮安に鎮守することとなつた。⁽⁶⁹⁾ 同月乙亥には恭順侯吳繼爵が代つて總督京營戎政に任じられた。⁽⁷⁰⁾ このように京營振肅についての論議も穆宗即位の當初に比してやや盛上りを見せ、その革改も幾分かは實に就くかに見えたその時、京營の改組を唱えて穆宗を動かし紛議混亂を惹き起して折角の良き氣運に水をさしたのが文淵閣大學士趙貞吉であつた。

四 隆慶四年の營制變革とその結果

隆慶四年正月己卯、趙貞吉は上言して京營の組織を改革することを論じた。「趙文肅文集」(卷之八)論營政疏にはます

照得我朝内外衛兵、分隸五府。乃高皇帝定萬世之計、俾免前代強臣握兵之害。其爲聖子神孫慮至深遠、其法制甚周悉也。永樂末年、因聚府兵北伐。旋師之後、遂結營團操、乃以三千・神機二營附之、因號爲三大營。其實皆爲五府之兵也。夫五府之兵、因調伐而聚之爲營。既歸即當散還各府矣。所以久聚團操而不散者、以當時常有戒嚴征伐之事、故不暇耳。然猶以五軍名營、實未變五府之舊制也。沿至正統末年、常變爲十團營矣。弘治年間、又加爲十二團營矣。正德年間、又添置東西官廳矣。然舊營之中、尙存老家軍之籍。則五營之號未泯、而五府之意猶存也。夫我太祖分府以設將、則權任不偏、而得將將之法。我成祖分營以統兵、則分數易明、而得將兵之法。

と三大營の沿革について論じている。京營が形成された過程については夙にこれを論じた拙稿がある。⁽⁷⁾ 卽ち京營はその起源を永樂七年の成祖北巡に際しての扈從の軍の編成に發し、以後成祖が北巡北征を重ねるに従つて次第にその形式を整え、成祖の最後の北征終了後も常置され、宣德二年の班軍番上の制の施行によつて制度的に完成されたものである。また五軍營の名稱は前述の拙稿中にて論じた如く、中軍・左哨・右哨・左掖・右掖という當時の行軍體制に出るものであつて五軍都督府とは直接の關係を有するものではない。趙貞吉の京營成立の事情についての叙述は可なり曖昧であり、その上五軍營の名は五軍都督府の舊制によるものと誤解し、その誤解の上に立つて京營の兵權を分割して帝權の安全を圖ることを説き、且つそのような施策が京營の教練の徹底とその振肅に資するものであると言つたのである。即ち貞吉は續いて

鑄總督戎政之印、而授之于鸞。夫于五府之外、而別立一廳。則盡變太祖分府之意矣。以十餘萬之衆、而統于一人。則盡變成祖分營之意矣。時無骨鯁伐奸之臣。故賊臣得以肆覬覩之計。向使鸞遲於讓自守、以保勲名、以避嫌忌耳。然而營兵則日弱矣。往歲戒嚴、官軍俱列營于城内、其怯弱可知。皆由輕變祖宗之法。遂致將強而如鸞則有不軌之虞。將弱而如寰則有不振之弊。國家與強虜密邇、而兵將之不足恃如此。誠可爲之寒心矣。

臣愚晝夜慮此、竊謂分府設將之制、未易卒復、而分營統兵之法、

猶可遵行。況近日兵部會推總督戎政之將、武臣之中、無堪任者。蓋才足以統御十萬之衆、而能變弱爲強者、非韓白之流、不能當之。求之今時、果難其人矣。若夫才堪將一・二萬之衆者、猶或可選擇而使也。合無將見操官軍九萬、分爲左右中前後五營、各擇一將、以分統之。責令開營敎習、依法訓練。仍以文臣巡覈之。每歲春秋遣官較閱。凡將官之能否、軍士之勇怯、技藝之成熟、紀律之嚴縱、皆得奏聞、而賞賚治罰行焉。務令五營齊成精銳。先將戎政印收入內府、有事則領勅掛印、而命將于閫外。事完則繳勅納印、而歸將于營中。如是則太阿之柄獨持于上、而輦轂之下、常有數萬精兵。可戰可守、聽遣聽戍、隨所用無不宜矣(以下略)。

と、これを防ぐには分營統兵の法を行い、見操の官軍九萬を前・後・中・左・右の五營に分ち、各一將を選んで分統させ、開營訓練せしめ、文臣の巡覈・春秋の較閱を行う。戎政府の印は内府に納め、有事の際は勅を領し印を掛けて閫外に將となり、事平らげば勅を繳め印を納めさせて將を營中に歸らせる。このようにすれば京營の權は一人皇

嚴嵩欲爲賊將仇讐之地、遂請于先帝、特設戎政廳、括内外兵籍、

帝に歸し、都には常に數萬の用うべき兵があらうというのである。

先には内官の坐營を強行して帝權の安全を圖ろうとし、輔臣・言官の激しい反対を受けて心ならずもそれを中止した穆宗は、忽ちこの主張に飛びついた。實錄にはこの次第を

上曰。覽卿所奏、具見忠謀。分營練兵、係祖宗舊制。該部卽與廷臣從實會議以聞。

と記す。⁽⁷²⁾ 兵科都給事中張鹵は、營事は重務であり、可能な限りにおいて廣く廷臣の意見を聞く必要があるとして

廷臣會議、故事止決於一・二人。余各唯署名而退。有既退而不知所議何事者。或尙有後言者。今營兵事重。當以貞吉所論、刊布與議諸臣、使各出意見、書其左方、仍持赴議所、公同商確題請。有其推諉不與議者、卽不列名會疏。其有獨見、欲別具疏者聽。

と上言し議論を徹底させ衆知を集めて事を處することを提案した。これを久しくして東闕の下に集つて論議したところ、ただ英國公張溶等十六人が貞吉の言うが如くに分營練兵することを請い、成國公朱希忠等二十八人は張鹵の言の如く、戎政武臣（總督京營戎政）の印を廢革し、組織は仍お三大營の舊制を用いることを請うた。給事中邵廉・魏體明、御史尙德恒も各上疏して兵を彊くるは將を擇ぶに在り、變法に在らずと論じた。兵部尙書霍冀もこれに賛同し、

國初京營之制、立大小教場、以練五軍將士。永樂初既有五軍營。

又有三千、神機兩營。是爲三大營。各設提督官管領之。（中略）

世宗皇帝、斷自宸衷、告于太廟、修復祖制三營。并將三千營、改爲神樞。（中略）神謀睿算至精至詳、誠萬世無弊者。往時仇讐之誅、乃將之無良、非法不善也。趙貞吉深鑑覆轍、建議更制、以收兵權。雖不爲無見、但臣等以爲、法未至於大壞者、無貴于紛更。議有涉于異同者、當從乎衆論。今京營之制、總之爲三大營、以統其綱。析之爲三十小營、以理其目。兵柄不偏于一將、軍法不專于

一人。有合操、有分操、有春秋閱視之操、有歲終考覈之操。此正

皇上所謂分營練兵、係祖宗舊制。聖子神孫所當欽承勿替者。況在廷文武諸臣、多謂京兵之訓練、不在于營制之更張、而在于將佐之得人、操練之如法。似皆探本之論。經曰、三人占則從二人之言。

臣等參酌群言、窃謂三大營仍舊、則將領不增而占役少、號令不煩而統紀明、似屬穩便。至謂大將不宜專設、戎政不當有印、此則防微杜漸、相應依擬。餘仍照祖宗三大營、分營操練。內五軍營多餘二枝、均撥神樞神機、每營共爲十枝。推智勇將官三員、充總兵官。各請勅一道給關防一顆、以便行事。而以文職大臣一員、量加職銜、俾之總理。每歲無事則居營訓練、有警則總兵掛印出征、事完回營照例繳印。中間未盡事宜、聽新推督理大臣及巡視科道官逐項查酌、別行條議以聞。

と言つた。即ち略々張鹵等の主張したところの如くであり、ただ五軍營十二枝の軍のうち二枝を神樞・神機二營に均撥して三營を共に十枝に編成すること、三營にそれぞれ總兵官をおき、各勅一道・關防一顆を給して行事に便ならしめることを要請しているのが注目される。本兵霍冀も疏文中京營成立の事情については誤った記述を行つてゐるが、これによつても當時既に政府の高官といえども京營形成の過程や時期について確實な知識を持つ者が無かつたことが知られる。穆宗は

營制既經多官會議明白。俱依擬行。

と言ひ霍冀の疏して請うところに従つた。⁽⁷³⁾

こうして總督京營戎政と戎政之印が革去されたものの、三大營の制は改められなかつたが、霍冀と趙貞吉は議論が合わず、兩者の間は感情的にも圓滑に行かなかつたと思われる。この年二月、偶偶貞吉の同郷の人給事中楊鎔が霍冀を彈劾したので、霍冀はこれを貞吉の指嗾によるものと疑い、上疏して貞吉を攻撃した。貞吉もこれに應じて疏して辯明を行い、且つ霍冀を論難した。穆宗は倪ばず、旨を降し霍冀を

責讓して閒住せしめ、貞吉を慰諭した。⁽⁷⁴⁾ またこの年正月戊戌、協理京營戎政兵部左侍郎兼右僉都御史王之誥は都察院右都御史兼兵部左侍郎に陞進し、總督陝西三邊軍務となつて邊に赴くこととなつた。⁽⁷⁵⁾ 次いで二月に至り巡視京營科道官魏體明・尙德恒は、戎政が更新されたので、上疏して速かに協理大臣を推すことを請うた。穆宗は

京營重務、更名協理爲閲視。

と謂い、兵部に令して文臣の任に堪える者并に三營の大將の名を以て疏聞せしめた。その結果廷推によつて同月戊午、南京都察院右都御史曹邦輔が召用され、都察院左都御史に陞進し、閲視京營となつた。然し三營の總兵官の人選は難行した。湖廣道御史陳于階は

營兵數年以來、將非其人、積弱已甚。及今不加慎選、仍使紈袴因而握手、庸懦得以濫竽、則營務必難改。觀訓練終無實効。比照近舉邊材事例、令科道各舉其人。と疏したので、兵部に下して議覆せしめた。兵部は覆奏して

開操既在邇。而閱視文臣、方自南京推用、未能即來。請先以五軍等三營總兵官推補、仍行科道薦舉將才、以待用。といい、先ず三營總兵官の推補を行い、仍お科道の官をして續けて將才あるものを推薦させ、機を見てこれを登用することを請うた。穆宗もこれに従つた。⁽⁷⁶⁾ かくて同月乙丑の日に至り、總督京營戎政恭順侯吳繼爵を五軍營總兵官に、中軍都督府僉書都督僉事袁正を神樞營總兵官に、五軍營副將署都督僉事焦澤を神機營總兵官に任じた。⁽⁷⁷⁾ ところがこの改革は忽ち紛亂を招きはじめた。實錄隆慶四年三月癸酉の條に⁽⁷⁸⁾

降神樞營副將署都督僉事孫國臣、爲署都指揮僉事、充分守延綏東路右參將。時新定營制、改總督爲總兵。諸將以其權輕、多不受約束者。國臣尤驕倨、初入營直馳總兵、中路與抗禮。兵部請罪之。因請自今勲臣總兵接見副將、一如總督之儀。惟流官總兵、西向答

禮、稍加優厚、以示等威。詔可。

とある如く總督京營戎政を廢革して五軍・神樞・神機三營に各々總兵官を置いたところ、諸將の中にはその權の輕きを見て取り締りを受けない者が多く、特に驕倨であった孫國臣が降等されて邊鎮に移され、兵部は今後勲臣と流官の總兵官が副將を接見するに際しては儀禮を改めてその權威を示すことを要請し、穆宗もこれに従つたのである。しかし紛糾はこれで納まつた譯ではない。今度は勲臣として前に總督京營戎政に任せられ、改革によつて總兵官に降等されて他の二人の流官總兵と肩を並べることになつた恭順侯吳繼爵が意快快として樂しまず、再度上疏して辭意を表明した。實錄（卷之四）同年三月甲戌の條にはこの次第について

五軍營總兵恭順侯吳繼爵、再疏辭任。不許。初繼爵推三營總督。時言官有論其庸懦不勝任者。及改爲總兵、與流官袁正・焦澤爲伍。繼爵意怏怏、乃自稱才薄固辭。上知其意、因諭留繼爵、而以三營俱用勲臣領之。行兵部會推。於是巡視給事中魏體明・御史王友賢劾繼爵抗違當加切責。仍請申明將官相見禮儀、使皆安分協心、以修戎務。報可。已而都給事中溫純復言、古人拜將、或拔自行伍奴僕。以官擇人、不以人充官。惟取其適用耳。今勲臣中、止用一繼爵、已非得已。若盡革流官、欲于數十人中、求三大將、豈不難哉。臣惟天下事、謀之在始、斷之貴果。卽京營集議數月以來、始而曰永革勲臣、既而曰兼用勲臣。今皇上又欲盡用勲臣。臣恐議論日多、績効鮮著。不如姑務擇人、毋拘拘世類之爲得也。議寢不行。

と記している。即ち帝は三營ともに勲臣を用いようとして、兵部に命じて會推を行わせた。そこで言官は或は吳繼爵の抗違の罪を彈劾して彼に切責を加えることを請い、或は勲臣を一概に任用することに難色を示し、姑くは人材を擇ぶにつとめて、勲臣の任用に拘泥せぬことを

需めたが、後者は採り上げるところとならなかつた。こうしてこの月

の壬午の日、遂に三營の總兵官を提督に改め、これに任ずるに盡く勲臣を以てすることとなつた。實錄はこの事情を傳えて

詔改三營總兵官爲提督。以定西侯蔣佑、領神機營。平江伯陳王謨、領神機營。同恭順侯吳繼爵、俱改給勅諭閱防。每月輪祭神旗。先是兵部覆給事中溫純奏、以將材難得、請雜用流官、以飭戎務。上謂事已前決。不允。及佑等提督之命皆自內批、兵部不得已、仍奏改原任總兵袁正、於後府僉書、焦澤帶俸。紛々措置、徒滋煩擾。⁽⁷⁹⁾而大學士趙貞吉、自是亦不復言分營事矣。

という。即ち五軍營の提督に吳繼爵、神樞營の提督に定西侯蔣佑、神機營の提督に平江伯陳王謨が任命され、しかもこの三提督の人事は給事中溫純の奏疏を議覆して流官併用を請うた兵部の意向を抑えての天子の決裁によるものであったことは、猫の目のような方針の變化とともに大きな問題を残したのである。こうして戎政はますます煩擾となり、趙貞吉も失敗を覺つたのか、二度とは分營の事を論じなくなつた。

更に穆宗は吳繼爵等の奏請によつて、文臣の閲視京營の稱を改めてこれもまた提督とした。「穆宗實錄」⁽⁸⁰⁾（卷之四）隆慶四年四月丙辰の條にはこの次第を

提督京營恭順侯吳繼爵等奏。祖制京營、以文武大臣、並爲提督。

載在會典。嘉靖間、都御史汪鋐・兵部尙書劉天和・張讚、俱與勲

臣共事。庚戌後、始改勲臣爲總督、文臣爲協理。其名稱雖不同、而文武並用之義、實未異也。比者皇上採納輔臣之議、分營練兵、復改總督爲提督、協理爲閱視。聖慮神謨、豈臣下所能仰窺萬一。

臣等深推、部院大臣資望隆重、用以閱視。其任似輕而泛、未若提督有統率總理之責。身親爲之者、尤重且切。況營務廢弛已久。臣等才識淺薄、非藉文臣共事、卒難整飭。乞仍舊制、以閱視改爲提

督。上許之。

と記している。吳繼爵は嘉靖二十九年以前の例を援いて文臣にも提督と稱せしめたのである。これに對して閲視京營左都御史曹邦輔は上言して

吳繼爵等乞改臣閲視均爲提督者、其詞若援舊制、而其實爲奸避之計。以爲無事則彼勲爵居臣上、不得相制。有事則臣當分任其責耳。伏荷俞旨、臣復何言。但繼爵等以三人各提督一營、而臣以一人、共提督三營。其職掌及應接禮儀、宜下吏・禮・兵各部臣詳議。

と述べた。即ち曹邦輔は、吳繼爵等の此の度の舉は彼等の責任回避の奸計に出るものであるが、既に帝旨を蒙つているので今更何も言わない。ただ武臣三提督に對して文臣の提督は一人であるから、職掌や應接の禮儀については吏・禮・兵各部で詳議の上決定して欲しいと言つたのである。穆宗は

已有旨矣。凡營務悉遵典禮行、毋妄議紛更。

と命じたが、これは文臣提督の職掌や應接の禮儀については既成の典禮に遵い、これ以上論議して變更を加えることを拒否したものであり、皇帝自身制度を弄りまわしておきながら、眞に勝手な言い分であった。しかも翌五月になると今度は文臣提督をも三人に増員して三大營を分統させるに至つた。「穆宗實錄」⁽⁸¹⁾（卷之四）隆慶四年五月壬申の條に

命提督京營左都御史曹邦輔、專督五軍營。前總督兩廣左都御史兼

兵部左侍郎劉燾、以原職提督神樞營。前總督宣大山西右都御史兼兵部右侍郎陳其學、以原職提督神機營。燾・其學疏辭。不允。

とあるのがそれである。なお同年七月丁丑には兵科都給事中溫純等の奏言を納れ、三營に各副將一員を添設し、參將・遊擊將軍各一員を裁革した。⁽⁸²⁾ともかく度重なる改制に加えて、三營に武臣文臣提督各一人

が任命されてこれを總理する者が無かつたから、戎政は益々紛擾を極めた。實錄（卷之四）隆慶四年九月甲午の條に
自京營改六提督、法令不一、人人持意見、擇便利旬日不決。
とあるのは、まさに此の情況を端的に表現したものに他ならない。この時兵科都給事中溫純は上奏して

臣等竊惟、京營之制、始輔臣倡議。意以爲收兵權飭戎務、在分營選將。既其說不可行。於是遷就。焉爲益三大將。已又益三文臣、合之爲六提督。時科道官、固力爭之。乃以秋期至、遂姑置不講。今邊聲漸緩、將領無統紀。臣不得不竟其說。蓋營制之壞失、在於不擇將而添將、不增軍而增官、不講訓練而講營制。易有之。師或與尸凶。宋程頤以爲、軍旅之事、任不專一、則覆敗立至。今奈何以一輔臣故、而用三大將、以一勲臣故、而用三侯伯。又以三侯伯故、而用三文臣。假令此六人皆才且賢、然十羊九牧之害、臣等猶不能無慮。況入秋以來、一分布兵馬、輒肆胸臆擇便利、歷旬餘莫能定。豈惟文與武不相爲用、而文臣中亦自相矛盾矣。千・把總・號頭受參・遊合倏焉。而副將之令至又倏矣。而文提督之令至又倏矣。而武提督之令至。多指亂視、多言亂聽、卽無事且不可。況欲以臨敵乎。各衛所官軍、雜置三營中。則此六提督者、能無各衛所公移乎。有之則一官而往來六提督之門者紛紛矣。其費可不問而知也。且三營各二副將、將將兵各五枝、不可謂分乎分矣。得其人則合之爲三大營、分之爲六副將。又合之爲一總督・一協理。蓋祖用先帝之制、而諸副將之分屬統領者、又隆其權。雖不用輔臣之言、而分三爲六、合六爲一者、又於分數爲甚明。故臣等以爲、文武大統帥、則莫如復先帝制便。蓋今日所患者、不在兵強而在兵弱。不難於練三軍、而難於將領得人。昔人云、有將則有兵。今營將類庸懦昏昧、與之談攻戰、則口禁莫爲應。且行伍消耗、視祖宗時、不啻十之三・四。乃日建議、日添將、日取中旨、如兒戲者、終歲無

成說。其於兵政、有分毫裨哉。伏乞勅下兵部詳議上請、毋拘成說、毋徇私見、果大將太多、卽革去四員、遵照先帝一文一武、以司總協。其諸副將、各仍近議分統。以後推用將臣、不拘其類、但求知兵老練者充之。至於補伍練兵事宜俟議定更。望皇上嚴飭當事臣工、大破常套、從實振舉、使數十年積弱之勢、轉而爲強。臣等不勝願望之至。

とその弊害を縷述して、先帝世宗の定めた制度の利を指摘し、一總督一協理の制に復歸して京營を統べしめんことを請うた。⁽⁸¹⁾ 帝が疏文を兵部に下したところ、兵部は議覆して純等の言うところの如くにせんと奏し

仍用武臣一人總督、文臣一人協理、其副將參遊分統、皆如純等近議。

と言つたので穆宗もこれを允し、乃ち六提督を罷め、更に總督・協理大臣を推させること故の如くにした。⁽⁸²⁾

こうして同年十月甲辰、總督薦遼保定軍務兼理糧餉兵部左侍郎兼都察院右僉都御史譚綸を陞進させて都察院左僉都御史兼兵部左侍郎協理京營戎政とした。⁽⁸³⁾ 薦鎮・遼東方面における邊備強化の手腕と實績が買われたのである。⁽⁸⁴⁾ しかし實錄によれば、譚綸は隆慶五年八月庚戌には帝旨を以て兵部尙書兼都察院右副都御史に陞進したが、十月癸巳、疾を以て回籍を請告し、許可を得て任を離れてしまつた。後任には同月甲辰、兵部右侍郎王達を以て兵部左侍郎兼都察院右僉都御史協理京營戎政に陞進させ、その缺を補つた。⁽⁸⁵⁾

さて隆慶四年十月壬子の日には曹邦輔は南京戶部尙書に、陳其學は南京刑部尙書に陞進して北京を去り⁽⁸⁶⁾、十一月庚辰の日には恭順侯吳繼爵が掌左軍都督府事となつた。⁽⁸⁷⁾ 武臣總督の人選は難行し、漸く翌隆慶五年二月になつてまたも鎮遠侯顧寰がこれに任せられた。即ち實錄

命鎮遠侯顧寔、仍總督京營戎政。時議京營總督、頗難其人。故久不推補。上乃特命寔爲之。

とある。此の度も總督の人事は中旨より出で、兵部の主導するところとはならなかつた。ともかくも、京營の制度の改變はこうして束の間の夢に終つたが、同時にこれは大學士趙貞吉の失脚の一因ともなつた。隆慶四年十一月乙酉、吏科都給事中韓楫は効奏して貞吉の庸横を攻撃したが、その罪狀の第一は「以議改京營、爲變亂。」と言う事であつた。結局貞吉は致仕することとなつた。⁽⁸⁸⁾ また翌五年三月兵部尙書郭乾が致仕したが、實錄(卷之五) 同年同月丁丑の條にはその次第を記して

工科給事中劉伯燮、劾奏兵部尙書郭乾、謬。筦中樞、有負任。使前京營缺大將、久不推舉、致屢辰慮、特用鎮遠侯寔。北虜封貢事、宜早決。復拘築舍之議、陰持兩端。及綸旨再下、猶漫爲題覆。竟無可否。庸闇欺謾、無大臣體。乞罷黜。于是乾上疏引咎、以裏疾求退。上謂乾素行清謹、不允。踰數日、復具疏力辭。上乃許。賜馳驛以歸。

といふ。郭乾致仕の後は同月己丑、原任少傅兼太子太傅吏部尙書楊博に命じて兵部の事を埋めさせた。⁽⁸⁹⁾

一方、再度總督京營戎政となつた鎮遠侯顧寔については、この年四月、早くも廣西道御史王載から「年老才庸」を理由に罷免の奏請があり、寔も兵柄を解かることを請うた。この時は帝の允すところとはならなかつたが、⁽⁹⁰⁾ 十一月に至つて禮科都給事中張國彥が、顧寔が老齡その任に勝えぬことを論じたので遂に閒住させられた。後任には同月壬申、掌左軍都督府事彰武伯楊炳が任せられた。⁽⁹¹⁾ このようにして總督は彰武伯楊炳、協理京營戎政は王遴で隆慶末期を迎える事となつた。ところでこの間、北邊では隆慶四年十月俺答汗の孫把漢那吉が明に投降して來たのを契機として、宣大山西總督王崇古が大學士高拱と謀つ

て和議を講じ、同年十二月俺答は明の叛人趙全らを擒獻し、明も把漢那吉を送還した。翌五年明は俺答を順義王に冊封し、大同などにおいて互市を通じたので、俺答の長年に亘る侵攻は終息した。こうして明の北邊は遼東地方以外は平和となつた。隆慶五年以降、京營をめぐる論議や施策が目立つて減少したのはこの爲である。

五 隆慶末年の京營と明廷の京營戦力の評價

隆慶五年十二月丁酉の日、⁽⁹²⁾ 兵部は巡視京營科道官梁問孟・侯居良所陳の營務十二事を議覆して

一、公侯子弟及京營幼官、悉令隨營讀書習射、課優劣、爲他日錄用地。否者不准承襲。⁽⁹³⁾ 一、請收在京衛所官舍餘丁、補殫忠効義二營之舊、汰疲軍而以其精壯子弟摘牌代役。一、三營分操、在總協勢有不逮。請調神樞神機二營兵、于五軍營總練。一、請令巡視科道官、考第營中諸將優劣、送部視才更調。一、巡捕官、禁母得役占軍士、貨雇馬匹、專意督賊。一、令總協大臣、酌議行糧應仍應革、以憑本部奏處。一、每開操時、令太僕寺官、五日一入營、查驗馬匹。一、營中子粒銀、專備金鼓旗幟花紅賞賚之用、毋得以別項動支。一、建廈以置戰車、兼可庇操軍風雨。一、查革各項謀充人役。一、戎務無掌故、請得以祖宗建置・多官建白・本部覆議、編纂成書、以備參考。一、請申飭總督楊炳・協理王遴、悉心整練營卒。

と言つた。ここでも在京諸衛の舎人・餘丁を收めて殫忠・効義二營の舊を補うこと、疲軍を汰して精壯の子弟を以てこれに代えること、總督・協理をして悉心營卒の整練に當らせることなど、從來より屢々建議されて來た事柄が多く、事態が一向に改善の緒に着かない状況を示している。ともかくもこの十二事は穆宗の裁可を得た。然るにこの中の酌議行糧の件については六年閏二月に楊炳等の

戰兵・車兵・城守兵、每秋各加支行糧。自嘉靖三十七年以來、久已遵行。蓋謂京營官軍率多貧窘、既欲嚴加訓練、必使衣食充足、然後可以鼓士心、倡勇敢。今驟欲裁革、則衆心解弛。何以收訓練之實効。

という上奏がある。兵部が

行糧仍舊開支、惟勅令加意訓練。
と覆奏し穆宗もこれを承認したので秋の加支の行糧は舊の如くに支給されることとなつた。

隆慶朝の京營の軍の積弱用うるに堪えざるの状については更に贅言を重ねる要しない。然しながら京營の兵を邊境に輪戍せしめて邊鎮の兵馬の入援の勞を省き、以て邊防の強化に資し、加えて實戰の厳しさの中で鍛えようといふ議論は隆慶朝においても行われた。實錄（卷之四）隆慶四年二月丙寅の條によれば、この時巡撫山西都御史靳學顏は理財疏を上り、財政を理めようと欲すれば兵の冗食を裁汰すべきであると論じたが、疏中

今虜視邊兵易與耳。然邊兵則猶有戰時。而以殺人爲樂。盜馬斬級之事、撞踵見焉。不獨邊兵、雖邊民亦有奮死而一躍者何者。彼固習見而教嘗之。是以邊兵則易腹兵、腹兵則易京兵、京兵則易南兵。謂其終世、皆不嘗寇、不足恃也。臣每見海內有寇、其將非陰醫雜職、則丞貳判簿。其兵非鄉夫里保、則義勇快壯。而額設之兵、固不可用。

と言つて、邊境の兵は蒙古人から見れば與し易しとされているが流石に戦いに慣れており、腹裏の兵はそれに次ぐ。京兵は僅かに南兵の上にあるとしている。學顏は更に

臣愚以爲、欲京兵強、亦宜試以戰。欲試以戰、亦宜責以輪番戍守之法。夫京師去宣府・薊鎮、纔數百里耳。以京營九萬之卒、歲以一萬而戍兩鎮。是九年而一戍。京卒未爲苦也。數年而成編、而京

卒之怯、亦與邊兵同其勁矣（以下略）。

と、京兵を強化するためにこれを宣府薊鎮に輪戍させることを提議した。⁽⁹⁵⁾ 奏章を所司に下して覆言せしめたところ、京兵に邊鎮を戍守させる件については「京兵戍守宣・薊事宜、宜下巡邊御史、熟計其便。」と、巡邊御史をして更に審議せしめることが要請され、帝もこれに従つた。

更に實錄（卷之四）隆慶四年七月丁亥の條に總督山西宣大軍務右副都御史王崇古が機宜を條上したことが記されているが、その中に
一、請發京營兵馬。謂每年春秋、盡掣宣大山西之兵、併守南山、使士馬疲勞、供餉耗費。掣門戶之兵、以守堂奧、棄其所必攻、而守其所不至。豈萬全之策哉。臣謂宣大兵、不可盡掣、軍門不宜偏處內隅、坐失三鎮之援。今南山見設副總兵一員、屯兵八千五百人（中略）。或量發京營兵一・二枝助之、且使京兵習見邊方險易戰守機宜、亦練兵之實事也（後略）。

と言い、宣府・大同・山西の兵をして南山を併守せしめる事が得策ではない事を指摘し、京兵一・二枝を調して南山を守らせ宣大の兵の一部に代らしめ、これを利用して京兵の強化を図ることを提議している。穆宗が兵部にこの疏を下して審議させたところ、兵部は覆奏して

京兵不可遠戍、山西援兵不當罷、余皆如崇古言。

とこれに反対し、穆宗も兵部の意見に従つた。このようにして京兵の邊鎮への派遣は隆慶二年以後には全く見られなかつたのである。隆慶二年以降、實錄に見られる京營の兵の派遣としては同書の隆慶二年六月丙辰の條に⁽⁹⁶⁾

發京兵一枝、守通州。從按察御史周禧請也

とあって、この時僅かに一枝三千人の京營の兵が、北京近傍の通州を戍守した例を見るのみである。

隆慶五年七月己丑⁽⁹⁷⁾、管兵部事楊博らは薊・昌の防秋を申飭するため

の事宜を條陳し、穆宗の裁可を得たが、その中の一項に

一、處京營。往者薊鎮有警、往々撤城守兵、分營城外、甚爲失策。宜令顧實等、不時操演營兵、略照內城外城之規、分別信地、毋張皇以致人心驚疑。亦毋疎略以到事體乖刺。此外每門量留精兵、備臨期調遣。

とある。これは北京の周邊においてさえも、京營の軍が野戦を行う能力を持たず、専ら外城・内城の守禦に徹する以外に方略がないことを認めたものとして注意されねばならない。幸にして隆慶五年二月俺答の順義王冊封、國境における互市の開設によつて京營はその弱體を更に暴露することなく、偷安の夢を貪るを得たのである。

結 言

約半世紀の長きにわたつた嘉靖帝の治世が終り穆宗隆慶帝が即位したとき、明朝の軍事的頽廢は京師・邊境を問わざいよ深刻の度を加えて、まさに百弊齊出の状態であった。穆宗は即位と同時にその釐正に努めたが積弊の由つて来るところは遠く且つ深く、その効は顯著なものとはいえたかった。京營は隆慶朝の當初から訓練は形式のみで實戰には役立たず、「不捕之貓」とさえ言われ、隆慶元年の俺答汗の侵寇に際しても漸くその一部が歴代皇帝の陵墓の防護のために派遣されたに止まつた模様である。嘉靖時代から長く總督京營戎政の任にあつた鎮遠侯顧實の下で、京營は因循姑息の雰囲氣に包まれていた。

既に序言においても述べているような理由から、穆宗の治世の京營は重大な困難に到面するということはなかつた。しかしながら明朝の軍事制度が全體として頽廢して行く中につけて京營の病弊は徐々に、しかも深く進行して次の萬曆朝に至るのである。

(1) 「世宗實錄」(卷八十四)・嘉靖七年正月辛卯の條。なお嘉靖朝における京營の軍數の變動や組織の變遷については拙稿「明代嘉靖朝の京營について」(『駿臺史學』第四十九號、頁二十八—六十)(一九八〇年三月)を参照されたい。

(2) 「世宗實錄」(卷一百六十九)・嘉靖二十一年十二月甲辰の條。

(3) 「世宗實錄」(卷三百六十)・嘉靖二十九年五月壬午の條。

(4) 嘉靖二十九年の京營改革については拙稿「明代嘉靖朝の京營について」の頁四十三—四十九に詳述した。

(5) 「世宗實錄」(卷三百八十一)・嘉靖三十一年春正月丙戌の條。

(6) 「世宗實錄」(卷四百八十八)・嘉靖三十九年九月辛卯の條。

(7) 「世宗實錄」(卷四百八十四)・嘉靖三十九年五月辛未の條。同書(卷四

(百八十八)・嘉靖三十九年九月辛卯の條。

(8) 「世宗實錄」(卷五百一十七)・嘉靖四十一年十一月丁酉の條。

(9) 朱東潤「張居正大傳」の第五章「内閣中的混斗(上)」(六十五頁)には穆宗を評して「一切消閑的娛樂他都愛、一切實際的政治他都憎。」と言つてゐるがこれには首肯し難いものがある。ただ穆宗は性格が温厚に過ぎて父世宗の如き權威がなく、閣臣らの抗争を抑えることができなかつたのは事實である。

(10) 「穆宗莊皇帝實錄」(卷一)・嘉靖四十五年十一月壬子の條。

(11) 「穆宗莊皇帝實錄」(卷二)・隆慶元年春正月己巳の條。同書(卷二)・隆慶元年春正月甲戌の條。

(12) 「穆宗莊皇帝實錄」(卷一)・嘉靖四十五年十一月壬子の條。

(13) 實錄(卷十一)・隆慶元年八月丙戌の條。

(14) 國立北京圖書館所藏紅格鈔本には三百人とある。

(15) 實錄(卷十一)・隆慶元年八月庚子の條。

(16) 實錄(卷十)・隆慶元年七月乙未の條に、「兵科都給事中歐陽一敬言(中略)。一言、諸鎮之兵、疲于入衛。乞清屯田練土著。(中略)一言、兵籍日增、人無實用。乞汰其老弱(以下略)。」とある。

(17) 實錄(卷十)・隆慶元年七月丁卯の條に

上諭吏・兵二部。薊鎮邊牆、因久雨傾圮。雖已降旨脩築、未知工緒如何。又未知脩築之外、別有禦虜長策否。其亟推才望大臣一人行邊、會

同督府等官、閱視工程及講求便益、凡邊臣所不能爲之事、所不敢言之情、具實以聞。

とある。また註(18)の史料中にも「一、本鎮(延綏)邊牆、西偏最當虜衝。今修築未完者、尙四十餘里。工費甚鉅(以下略)。」という記事がある。

(18) 實錄(卷四)・隆慶元年二月壬寅の條に兵部が當時總督三邊侍郎であつた霍冀の經略延綏五事疏を議覆したこと記しているが、その中で

(前略)一、本鎮缺馬一萬七千五百有奇。乞量發太僕寺馬價銀三萬兩買補。一、延安府衛并膚施縣、逼近邊徼、城池空虛。其調去鎮靖堡新軍五百七十人。宜仍還本衛操備(以下略)。

とある。

(19) 實錄(卷九)・隆慶元年六月丁未の條の兵科給事中張齊の言。

屯田が權門勢豪武將などによつて私占された例は、王毓銓「明代的軍屯」中の「官豪勢要、巨室豪族及鎮守總兵等官侵占屯田事例表」(同書頁二百九十三—三百)には、隆慶朝だけでもこれを含めて十例が記載されている。また牧馬草場の侵占も、京邊においては成化以後盛んに行なわれ、隆慶朝には存するものは殆ど無き状態であったといわれ(谷光隆「明代馬政の研究」・第三篇・第一章「京營の草料問題」第一節「京營における草場の廢絶」(同書頁三百四十九—三百五十三))、北邊でも明代中期以後官豪勢要による侵占や北虜の入寇により、下場採草の事は衰ろえて行つたという(同書第三篇・第一章・第三節「北邊における草場の廢絶(同書頁三百六十一—三百六十七)」)。

(20) 實錄(卷十一)・隆慶元年八月癸巳の條の宣大總督王之誥の上言。「皇明經世文編」(卷一百八十七)・王之誥「優恤大同軍士疏」。

(21) 實錄(卷四)・隆慶元年二月丁酉の條。實錄(卷九)・隆慶元年六月戊戌の條。

(22) 實錄(卷十)・隆慶元年七月乙未の條。

(23) 卽ち

○龍南京振武營諸選募。
○孝陵衛餘丁千餘人、俱分隸大小教場神機等營、同正軍操備。終身勿補。各將官家丁及前尚書李遂調淮陽民兵五十餘人、俱散遣之。諸悍卒消除殆盡、留都始安。

とある。

(24) 實錄(卷十一)・隆慶元年九月乙卯・癸亥・壬申の條。(卷十三)・十月甲申の條。

(25) 實錄(卷十一)・隆慶元年九月壬申の條。

(26) 實錄(卷十一)・隆慶元年九月乙亥の條。

(27) 實錄(卷十一)。

(28) 實錄(卷十三)・隆慶元年同月同日の條。

(29) 實錄(卷十三)・隆慶元年十月乙酉の條。

- (30) 實錄（卷十三）・隆慶元年十月戊子・壬辰・乙未・丙申・辛丑・己酉の各條。
- (31) 實錄（卷十三）・隆慶元年十月丁亥の條。
- (32) 實錄（卷十三）。
- (33) 實錄（卷十四）。
- (34) 同書（卷十三）・隆慶元年十月乙巳の條。
- (35) 同書（卷十一）。
- (36) 實錄（卷十二）・隆慶元年九月丙辰の條。徐階の上言については「世經堂集」（卷四）「進擬科道諫止內臣坐營票帖」・「皇上遠尊太祖之初制、近守先帝之定制、所應俯從臣等、謹擬票上請、繳內臣坐營」の文がある。
- (37) 同書（卷十五）・同月同日の條。
- (38) 「新刻張太岳先生集」（卷三十六）・「陳六事疏」。「皇明經世文編」（卷三百二十四）・「陳六事疏」。
- (39) 實錄（卷二十三）・隆慶二年八月丙午の條。
- (40) 實錄（卷二十四）・隆慶二年同月同日の條。
- (41) 「大明會典（萬曆會典）」（卷一百三十五）・大閱の項の冒頭には國初車駕親征、則隨地閱武。宣德・正統間、或閱於近郊、於西苑。然不著令。
- とあり、隆慶以前には大閱に關する具體的な法令は著わされていなかつたのである。また以前には親征に際しての必須の行事であった大閱が、京營の形骸化が進んだ隆慶朝において儀禮化して行なわれたことは興味深い。
- (42) 「皇明經世文編」（卷三百一十三）・霍冀の「覆陳飭武備事宜」。
- (43) 實錄（卷二十四）・隆慶二年九月戊辰の條。「皇明經世文編」（卷三百六十）の張齒の「預上京營五論、以大振戎機疏」には
- 當元年左給事中孫枝巡視時、臣詢其營中軍額。枝尚謂有九萬。一年給事中陳行健替代、臣復一詢之健、謂與枝相代一年間、復消耗萬餘、見數祇存八萬。
- とあり、隆慶二年には京營軍の見額は八萬であつたとも見られる。
- (44) 實錄（卷二十八）・隆慶二年正月丙辰の條。
- (45) 駱問禮「萬一樓集」（卷二十一）・「直言兵・刑一事、以暢公論、以明治體疏」。
- (46) 實錄（卷三十三）・隆慶三年六月甲申の條。
- (47) 「新刻張太岳先生文集」（卷三十六）・「再乞酌議大閱典禮、以明治體疏」。
- (48) 實錄（卷三十三）・隆慶二年六月甲申の條。
- (49) 實錄（卷三十三）・隆慶二年六月庚子の條。
- (50) 實錄（卷三十六）・隆慶二年八月甲辰の條。
- (51) 實錄（卷三十六）・隆慶二年八月乙丑の條。
- (52) 實錄（卷三十七）・隆慶二年九月辛未朔日の條。
- (53) 實錄（卷三十七）・隆慶二年九月辛卯の條。
- (54) 實錄（卷三十七）・隆慶二年九月壬辰の條。
- (55) 同右。
- (56) 實錄（卷三十七）・隆慶三年九月甲午の條。
- (57) 同右。
- (58) 實錄（卷十六）・隆慶二年正月丙子の條。
- (59) 實錄（卷二十七）・隆慶二年十二月辛丑の條。
- (60) 實錄（卷三十）・隆慶三年三月丁卯の條。
- (61) 實錄（卷三十二）・隆慶三年五月丙午の條。
- (62) 實錄（卷三十八）・隆慶三年十月甲辰の條。
- (63) 奧山憲夫「嘉靖二十九年の京營改革について」（「東方學」第六十三輯、頁八十九—百三）（一九八一年一月）。
- (64) 奧山氏は前記の論稿の中で、家丁が明朝臣僚の題請によつて計畫的・組織的に「導入」されたとは認めておられない。筆者も又同様に理解している。
- (65) 「世宗實錄」（卷四十五）・嘉靖三年十一月丙戌の條。
- (66) 「世宗實錄」（卷二百五十七）・嘉靖二十一年正月壬寅の條。
- (67) 奧山氏は前記の論考「嘉靖二十九年の京營改革について」の中で、この改革の初めに當り世宗が兵力不足を召募で補うことを承認し、以後召募が増加したこと、嘉靖三十九年には實在兵力の大部分が召募の新兵で、その大半は市人や四方竄籍の徒であったことを論じられた（「東方學」

第六十三輯・九十三頁)。確かに氏が世宗の召募承認の根據として擧げられた實錄嘉靖二十九年九月丁酉の條には「老弱并缺少者、卽替補・召募、務足原額。余如議。」という世宗の言が記されている。これより先「世宗實錄」(卷三百六十五)の同年九月辛卯朔日の條の大學士嚴嵩・李本の上奏や兵部の覆奏中には北直隸等の處で人民を召募することが要請されており、實錄には見えないが、「大明會典」(卷百三十四)・營操・京營の項の今定京營制の條に「嘉靖二十九年、罷團營・兩官廳、復祖制三營(中略)。又命以新募兵四萬人、分隸神樞・神機二營。」とあって、この時に四萬人の募兵を得たものの如くである。奥山氏は「以後召募は増加して三十三年に四萬人にのぼり」と言われた。氏はこれについて典據を示しておられないが、おそらく「世宗實錄」(卷四百十七)・嘉靖三十三年十二月乙亥の條に、「兵部覆巡按直隸御史徐紳三議。一、議簡兵。謂邇者京營兵既冗、而又增募至四萬人(以下略)。」とあるのがそれであろう。しかしながらこの時點迄も召募が續行された形跡は全くなく、嘉靖三十年正月庚子には兵部が咸寧侯仇鸞の奏を覆して「三營官軍、共缺十四萬有餘。乞清勾原額抽選軍丁、以備戰守。」と言つたのに對して世宗は「營軍缺伍數多。便查各衛在逃正軍、刻期勾補。抽選餘丁、不必行。」と旨し、正軍の勾補のみを行つて餘丁の抽取をも許さなかつた。(「世宗實錄」(卷三百六十九))。従つて増募の四萬人とは、思うに嘉靖二十九年當時に收入・召募された者を指すものであらうか。召募はその後嘉靖四十五年迄全く行われた様子がない。「皇明世法錄」(卷四十四)・戎政事宜・營制の項の一、收補祖募軍丁には

凡三大營軍缺、如係逃故祖軍本戶弟男子姪、赴兵部告替、驗發營操。戶內無丁、方行原籍清勾。如係見操年老病疾、或久猾逃故召募軍役、近例赴總協軍門陳告、發營行查、每逢雙月、類送過驗。仍送科道衙門驗准、該科院衙門會同戶兵衙門覆驗、給票收糧。

と、時期は未詳であるが召募軍役の收補の事が記載されており、「世宗實錄」(卷五百三十七)嘉靖四十二年七月戊戌の條にも、

總督京營戎政鎮遠侯顧寶、條議京營事宜。(中略)一、明補替之例。召募在逃者、例不准補、病故者、各以精壯親餘頂補。爲事者、許其出

首復役。(以下略)。

とあり、世宗の裁可を得てゐる。このように召募の補替を行つたり、嘉靖末年に京營軍の見額が僅か八・九萬に減じたりしている事實は、召募が盛んに行なわれ得なかつた明證である。嘉靖二十九年の京營改革は召募四萬による兵力補強をともなつて行なわれたものの如くであるが、世宗朝の召募はおそらくこれを以て終つたものと思われる。

なお「世宗實錄」(卷四百三十九)・嘉靖四十一年二月辛亥の條と、同書(卷五百二十一)・嘉靖四十二年五月壬辰の條によれば、嘉靖四十年二月に、通州の新・舊遊兵を京營に入れて、遊擊將軍吳子英を神樞營佐擊將軍と爲してこれを領せしめたが、更に同四十二年五月に至つて、鎮遠侯顧寶等の要請により、この中から三千人を選んで、中軍・千總等の官を設けてこれを分隸せしめ、なお佐擊將軍の約束を聽かしめ、餘は悉く備兵營に歸せしめた。これは或いは間接的な召募とも見る事ができよう。しかしその兵數も然程多くはなく、年代から言つても嘉靖二十九年の京營改革とは直接何等の關連を持つものではない。

(68) 實錄(卷三十九)・隆慶三年十一月乙未の條。

(69) 實錄(卷四十一)・同年同月同日の條。

(70) 實錄(卷四十一)・隆慶四年同月同日の條。

(71) 青山治郎「明代における京營の形成について」(「東方學」第四十二輯・頁六十四一八十一)(一九七一年八月)。

(72) 實錄(卷四十一)・隆慶四年正月乙卯の條。

(73) 同右。なお霍冀の疏文については「皇明經世文編」(卷三百一十三)・「霍司馬疏議」に、論京營疏として全く同様のものが載せられている。

(74) 實錄(卷四十二)・隆慶四年二月乙卯の條。「趙文肅文集」(卷八)・「辨霍本兵疏」。

(75) 實錄(卷四十一)・隆慶四年同月同日の條。

(76) 實錄(卷四十二)・隆慶四年二月戊午の條。

(77) 實錄(卷四十二)・隆慶四年二月乙丑の條。

(78) 實錄(卷四十三)。

(79) 實錄(卷四十三)・隆慶四年三月同日の條。

- (80) 實錄（卷四十七）・隆慶四年同月同日の條。
- (81) 「溫恭毅公文集」（卷三）・「營制屢更、統帥不一。懇乞聖明亟賜裁定、以正事權疏」。
- (82) 實錄（卷四十九）・隆慶四年九月甲午の條。
- (83) 「國朝獻徵錄」（卷三十九）・「大司馬二華譚公綸傳」には譚綸の薊鎮における業績を
- 尋又轉左侍、以總督薊遼。（中略）公至薊、卽圖所以善薊後。於是疏請造戰車、築邊牆敵臺。仍大修火攻具。又請選募南兵實塞下、兼爲邊方教練師。而奏立三大屯營、專以戚將軍繼光總理練兵、庶幾以戰爲守、不復用往時擺邊一切舊套。由是薊稱雄鎮、東西虜相戒、不復敢犯邊矣。
- と記している。
- (84) 實錄（卷六十一）・隆慶五年八月庚戌の條。
- (85) 實錄（卷六十二）・隆慶五年十月癸巳の條及び甲辰の條。
- (86) 實錄（卷五十一）・同年同月同日の條。
- (87) 實錄（卷五十二）・隆慶四年同月同日の條。
- (88) 實錄（卷五十一）・同年同月同日の條。
- (89) 實錄（卷五十五）・隆慶五年三月己丑の條。
- (90) 實錄（卷五十六）・隆慶五年四月丁未の條。己酉の條。
- (91) 實錄（卷六十三）・隆慶五年十一月庚午の條。壬申の條。
- (92) 實錄（卷六十四）。
- (93) 實錄（卷四十四）・隆慶四年四月甲辰の條にすでに、「江西道御史邵陸、請令各公侯伯應襲之子與已襲而年三十以下者、俱付京營提督文臣、教以騎射韜略。并選選中式武學及武學官生之顯出者、相與淬勵之、歲終巡視科道官、察其有異等者、送部籍記、以需將才之選。兵部議覆、從之。」とある。
- (94) 實錄（卷六十七）・同年同月己未の條。
- (95) 「皇明經世文編」（卷二百九十九）・「斬少宰奏疏」の「講求財用疏」。
- (96) 實錄（卷二十一）。
- (97) 實錄（卷五十九）。